

# 令和4年度 年間監査計画

(監査, 検査及び審査)

令和4年3月29日決定

## 1 年間監査計画の趣旨

この年間監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し、高知市監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和4年度の年間監査計画について必要な事項を定めるものとする。

## 2 実施方針

### (1) 基本方針

事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているか、その他次に掲げる事項に留意し、高知市監査基準に準拠して実施する。

ア 常に公正不偏の態度を保持し、市の行財政の合理的かつ効率的な運営に寄与するよう努める。

イ 法律、条例及び規則などの定めるところにより行われているかについて確認する。

ウ 監査等において指摘した事項については、その措置状況及び処理状況の報告を求め、是正改善の実を挙げるよう努めるものとする。

### (2) 監査等の重点的方針

監査等を実施するに当たっては、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理並びに市の事務の執行が、法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて、特に、意を用いるものとする。

ア 住民の福祉の増進に努めているかどうか。

イ 経済性、合理性及び効率性を追求し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているかどうか。

ウ 常に組織及び運営の合理化並びに規模の適正化に努め、組織相互の調整が図られているかどうか。

## 3 実施予定の監査等の種類

### (1) 監 査

ア 定期監査（法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

イ 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

ウ 工事監査（法第199条第1項及び第5項の規定による監査）

エ 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）

オ その他の監査

### (2) 検 査

例月現金出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

### (3) 審 査

ア 決算審査（法第233条第2項及び公企法第30条第2項等の規定による審査）

イ 基金の運用状況の審査（法第241条第5項の規定による審査）

ウ 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

#### 4 年間日程計画

##### (1) 監 査

- ア 監査の期間 監査開始日から令和5年3月下旬（監査結果の決定）まで  
 イ 定期監査 原則として2年で一巡するよう計画して実施する。

区 分	調 査 期 間	ヒアリング	監 査 対 象 部 局 等
第 1 期	9月上旬～10月中旬	10月中旬	商工観光部, 議会事務局, 各行政委員会
第 2 期	10月上旬～11月下旬	11月下旬	農林水産部, 会計管理者, 教育委員会事務局・教育機関
第 3 期	12月上旬～2月上旬	2月上旬	こども未来部, 都市建設部

- ウ 行政監査 定期監査において、重点項目を二つ選定し、そのうち一つを行政監査として実施する。

##### エ 工事監査

調 査 期 間	現地監査	監査対象工事
4月下旬～5月下旬	調査期間のうち1日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桂浜公園観光施設等整備工事</li> <li>・桂浜公園観光施設等整備電気設備工事</li> <li>・桂浜公園観光施設等整備機械設備工事</li> <li>・桂浜公園便益施設耐震補強工事</li> <li>・三里小学校屋内運動場大規模改造及び南舎トイレ改修工事</li> <li>・三里小学校屋内運動場大規模改造及び南舎トイレ改修電気設備工事</li> <li>・三里小学校屋内運動場大規模改造及び南舎トイレ改修機械設備工事</li> </ul>

- オ 財政援助団体等に対する監査 所管部局の定期監査の実施期間中に行う。

区 分	調 査 期 間	ヒアリング	監査対象団体
補助金交付団体	8月下旬～10月中旬	—	令和4年5月決定
指定管理者	10月上旬～11月下旬	11月下旬	
出資団体	11月上旬～2月上旬	2月上旬	

- カ その他の監査 監査の請求及び要求の都度実施する。

##### (2) 検 査

- 例月現金出納検査 原則として、毎月20日から末日まで実施する。

##### (3) 審 査

審査は、次のとおり実施する。

区 分	調 査 期 間	ヒアリング
決算審査	公営企業会計 決算書等受理日 (6月上旬)～8月下旬	7月中旬の1日間
	一般会計・特別会計 決算書等受理日 (7月中旬)～8月下旬	8月上旬の2～3日間
基金の運用状況の審査	決算書等受理日 (7月中旬)～8月下旬	—
健全化判断比率等審査	算定基礎書類等受理日 (7月下旬)～9月上旬	—

(4) 年間日程計画表

	監 査	審 査	検 査
3月	工事監査 実施計画策定		実施計画 策定
4月		実施計画策定	20日から 末日まで
5月	定期監査 財援監査 実施計画策定 実施計画策定 工事監査「ヒアリング」	公営企業会計決算審査	〃
6月		決算審査 一般・特別会計決算 基金の運用状況の審査	〃 議会提出
7月		決算審査 「ヒアリング」 健全化判断比率等審査 健全化判断比率等審査	〃
8月	財援監査開始	「ヒアリング」 ～決算審査意見書提出～	〃
9月	定期監査開始 (第1期：定期監査) 《商工観光部，議会事務局，各行政委員会》 《補助団体》	～健全化判断比率等審査意見書提出～	〃 議会提出
10月	「ヒアリング」 (第2期：定期監査) 《農林水産部，会計管理者，教育委員会事務局・教育機関》 《指定管理者》		〃
11月	「ヒアリング」 《出資団体》 「ヒアリング」		〃
12月	(第3期：定期監査) 《こども未来部，都市建設部》		〃 議会提出
1月			〃
2月	「ヒアリング」 「ヒアリング」		〃
3月	定期監査等に関する講評及び弁明，見解等の聴取		〃 議会提出
4月	～定期監査等結果報告書提出・公表～		〃

## 5 監査等の実施体制

監査等は、監査委員全員で行う。

## 6 個別実施計画及び着眼点

### (1) 個別実施計画

監査等の個別の実施計画は、それぞれの監査等の実施前に策定する。

### (2) 着 眼 点

監査等の着眼点は、各監査等の実施計画において決定する。

## 7 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、次のとおりとする。

### (1) 監査委員による監査

監査委員による監査の方法は、資料に基づく監査のほか、必要に応じ、ヒアリング（説明聴取）及び現地監査により実施するものとする。

#### ア 資料に基づく監査

事務局職員が収集した資料に基づき、監査を行う。

#### イ ヒアリング（説明聴取）

監査等を実施するために、必要な者に対してヒアリングを実施する。

#### ウ 現地監査

監査等を実施するために、必要な施設等に対して現地監査を実施する。

### (2) 事務局職員の事前調査

事務局職員による事前調査は、書類調査及び現地調査等を行う。

#### ア 書類調査

資料の提出を求め、提出された資料に基づき、調査を行う。

#### イ 現地調査

現地において調査を行う。

## 8 講評及び弁明、見解等の聴取

監査委員による講評及び弁明、見解等の聴取については、各監査等の実施計画において決定する。

## 9 監査等の結果

監査等の結果に関する事項は、次のとおりとする。

### (1) 監 査

#### ア 提出及び公表

監査が終了したときは、速やかに監査等の結果に関する報告を決定するとともに、市長等への提出及び公表を行う。

また、監査の結果に関する報告を提出するときに際しては、必要に応じ、報告に添えて意見を提出及び公表する。

#### イ 措置の公表

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、市長等から通知があったときは、速やかに公表する。

ウ 処理状況の報告

監査の結果、指摘した事項の処理状況について、期限を定めて、市長等に対し文書での報告を求める。

(2) 検 査

例月現金出納検査の結果に関する報告については、議会及び市長に提出する。

(3) 審 査

ア 公営企業会計決算並びに一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況を審査した結果に関する意見については、市長に提出する。

イ 健全化判断比率等を審査した結果に関する意見については、市長に提出する。